

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年7月12日	不動産番号	3842000053076
地図番号	L15	筆界特定	余白		
所 在	双葉郡広野町大字上北迫字川子			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
13番	田	231:		余白	
余白	余白	1086:		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和56年3月5日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月12日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和18年7月30日 第1130号	原因 昭和18年5月18日売買 所有者 双葉郡廣野町大字上北迫字大平99番 地 大 和 田 正 順位9番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月12日
2	所有権移転	平成25年1月11日 第126号	原因 平成5年7月28日相続 所有者 双葉郡広野町大字上北迫字大平49番 地 大 和 田 功

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	昭和54年2月28日 第1516号	原因 昭和54年2月26日設定 極度額 金750万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸 越取引 保証取引 手形割引取引 保証委託 取引 手形債権 小切手債権 債務者 双葉郡広野町大字上北迫字大平99番 地 大 和 田 功 根抵当権者 双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 1番地の1 広 野 町 農 業 協 同 組 合 共同担保 目録 ^(注) 第1018号 丁区 順位7番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年7月12日

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(注)第1018号		調製 平成16年9月9日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	双葉郡広野町大字上北迫字大平 19番1の土地	1	余白
2	双葉郡広野町大字上北迫字大平 19番2の土地	1	余白
3	双葉郡広野町大字上北迫字大平 48番の土地	1	余白
4	双葉郡広野町大字上北迫字大平 68番の土地	1	余白
5	双葉郡広野町大字上北迫字大平 92番の土地	1	余白
6	双葉郡広野町大字上北迫字大平 93番1の土地	1	余白
7	双葉郡広野町大字上北迫字大平 93番2の土地	1	余白
8	双葉郡広野町大字上北迫字大平 93番3の土地	1	余白
9	双葉郡広野町大字上北迫字大平 93番4の土地	1	余白

1 0	双葉郡広野町大字上北迫字大平 9 3 番 5 の土地	1	余白
1 1	双葉郡広野町大字上北迫字大平 9 5 番 1 の土地	1	余白
1 2	双葉郡広野町大字上北迫字大平 9 5 番 2 の土地	1	余白
1 3	双葉郡広野町大字上北迫字大平 9 5 番 3 の土地	1	余白
1 4	双葉郡広野町大字上北迫字大平 9 6 番 の土地	1	余白
1 5	双葉郡広野町大字上北迫字大平 9 7 番 の土地	1	余白
1 6	双葉郡広野町大字上北迫字大平 9 9 番 1 の土地	1	余白
1 7	双葉郡広野町大字上北迫字大平 9 9 番 2 の土地	1	余白
1 8	双葉郡広野町大字上北迫字大平 9 9 番 3 の土地	1	余白
1 9	双葉郡広野町大字上北迫字大平 1 0 0 番 の土地	1	余白
2 0	双葉郡広野町大字上北迫字大平 1 1 2 番 の土地	1	余白
2 1	双葉郡広野町大字上北迫字大平 1 1 9 番 1 の土地	1	余白
2 2	双葉郡広野町大字上北迫字大平 1 1 9 番 2 の土地	1	余白
2 3	双葉郡広野町大字上北迫字大平 1 1 9 番 4 の土地	1	余白
2 4	双葉郡広野町大字上北迫字大平 1 1 9 番 5 の土地	1	余白
2 5	双葉郡広野町大字上北迫字川子 1 3 番 の土地	1	余白
2 6	双葉郡広野町大字上北迫字川子 1 4 番 1 の土地	1	余白
2 7	双葉郡広野町大字上北迫字狸森 1 2 3 番 1 の土地	1	余白
2 8	双葉郡広野町大字上北迫字狸森 1 2 3 番 2 の土地	1	余白
2 9	双葉郡広野町大字上北迫字鶴ヶ崎 9 番 1 の土地	1	余白
3 0	双葉郡広野町大字上北迫字鶴ヶ崎 9 番 2 の土地	1	余白
3 1	双葉郡広野町大字上北迫字鶴ヶ崎 1 1 番 の土地	1	余白
3 2	双葉郡広野町大字上北迫字鶴ヶ崎 1 1 5 番 1 0 の土地	1	余白
	余白	余白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 3 条の規定により移記 平成 1 6 年 9 月 9 日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。